

住民基本台帳閲覧者一覧

令和4年度

No.	閲覧日	申出者	閲覧者	利用目的の概要	許可条例	住民の範囲	件数	減免
1	4月14日	自衛隊札幌地方協力本部長	広報官	自衛官募集 根拠法令：自衛隊法第29条第1項及び同法第35条	住民基本台帳法第11条第1項及び第2項	平成19年4月2日～平成20年4月1日生の日本人の男	64	無料
2	7月20日	北海道知事(総合政策部)	昇寿チャート株式会社	令和4年度道民意識調査	住民基本台帳法第11条第1項及び第2項	東7条北4丁目の18歳以上	10	有料
3	8月10日	北海道知事(総合政策部)	北海道就業構造基本調査指導員	令和4年度就業構造基本調査	住民基本台帳法第11条第1項及び第2項	西2条南2丁目1番～5番、西3条南2丁目1番～4番、東4条南4丁目3番～5番、東7条北4丁目1番～9番、光珠内町北	478	無料
4	10月13日	独立行政法人労働政策研究・研修機構	株式会社 日本リサーチセンター	子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2022	住民基本台帳法第11条第1項及び第2項	西1条北5丁目、大通西1条北3～4丁目、西1条北3～4丁目、西2条北3～5丁目、西3条北3～4丁目、西4条北3～4丁目、東1条北5～7丁目、東2条北6～7丁目、東3条北5～8丁目、西4条北5～7丁目、東2条北1～7丁目、東3条北1～7丁目、東4条北3～9丁目、東5条北1～8丁目、東6条北1～7丁目、東7条北1～7丁目、大通西1条南1～7丁目、西1条南1～7丁目、西2条南1～7丁目、西3条南1～7丁目、西4条南1～7丁目、大通東1条南1～7丁目、東1条南1～7丁目、東2条南1～7丁目、東3条南1～7丁目、東4条南1～7丁目の末子が18歳未満の子を育てている世帯(父または母いずれか)	32	有料
5	10月13日	内閣府政策統括官付参事官	株式会社 日本リサーチセンター	青少年のインターネット利用環境実態調査	住民基本台帳法第11条第1項及び第2項	東4条北4～7丁目、東3条北3～6丁目、大通東1条北3～4丁目、東1条北3～4丁目、東2条北3～4丁目の平成16年11月2日から令和4年11月1日に生まれた男女個人	20	有料
6	12月13日	NHK放送文化研究所 世論調査部	一般社団法人中央調査社	生活と社会・情報についての意識調査	住民基本台帳法第11条第1項及び第2項	東3条北8丁目、東4条北8～9丁目、東5条北7～11丁目、東6条北5～11丁目、東7条北7～10丁目、東8条北7～8丁目、癸巳町奔美唄、東明町、茶志内町本町、東3条北9丁目、東明1条3丁目、東明2条3丁目、日東町本町、日東町住吉、日東町栄町、日東町春日台、日東町富の郷の昭和28年1月から平成18年12月生まれの子	12	有料